

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定施設の設置許可申請	環境管理課		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	長寿社会課		
○ 指定居宅サービス事業者の指定	〃		
○ 特定計量器定期検査	産業企画課		
○ 土砂災害警戒区域の指定	防災砂防課		
○	〃		
○	〃		
○	〃		
○	〃		
○	〃		
○	〃		
○ 【公告】	環境管理課		
○ 自然海浜保全地区の区域の変更案の縦覧	医療推進課		
○ 岡山県医療審議会からの答申	労働雇用政策課		
○ 公益事業に係る争議行為の予告	監理課		
○ 基本測量の終了	建築指導課		
○ 平成二十七年二級建築士試験の実施	〃		
○ 平成二十七年木造建築士試験の実施	〃		

◎岡山県告示第九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 日比共同製錬株式会社

住 所 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 3 号

氏 名 代表取締役社長 西山 佳宏

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日比共同製錬株式会社 玉野製錬所

所在地 岡山県玉野市日比六丁目 1 番 1 号

平成 2 7 年 3 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 6 6 5 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		新 設		変 更 前		変 更 後	
種 類		62－へ 湿式集じん施設		62－ホ 廃ガス洗浄施設		62－ホ 廃ガス洗浄施設		27－ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設		27－ハ 亜硫酸ガス冷却洗浄施設	
能 力		340,000N m ³ ／h		52,000N m ³ ／h		同左		80,000N m ³ ／h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約 3 箇月		－		工事着手後約 1 箇月		－		工事着手後約 3 箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成后直ちに		－		工事完成后直ちに		－		工事完成后直ちに	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	84	96	16	22	同左		449	679	533	775
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	1～1.5	1～1.5			1～1.5	1～1.5	1～1.5	1～1.5
	C O D (mg／ℓ)	100	120	240	1,000			240	1,000	202	876
	S S (mg／ℓ)	23	27.5	55	184			55	184	50	165
	油 分 (mg／ℓ)	－	－	－	－			－	－	－	－
	T－N (mg／ℓ)	0.5	1	－	－	0.5	1	－	－	0.08	0.13
	T－P (mg／ℓ)	0.01	0.1	－	－	0.01	0.1	－	－	0.002	0.013
	C u (mg／ℓ)	20	24	166	920	同左		166	920	140	806
	P b (mg／ℓ)	3	3.6	55	184			55	184	46	161
	Z n (mg／ℓ)	－	－	331	1,380			331	1,380	279	1,209
	C d (mg／ℓ)	1	1.2	11	92			11	92	9	81
	A s (mg／ℓ)	10	12	1,656	3,680			1,656	3,680	1,395	3,224
	S e (mg／ℓ)	－	－	4.6	18			4.6	18	4	16

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

平成 27 年 3 月 3 日 岡山県公報 第 11665 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年3月3日から同月24日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

◎岡山県告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスリリイ・ベル

2 所在地

岡山県総社市門田一八四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社岡山共生福祉センター

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町二〇〇一番地二

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二五四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

◎岡山県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

茶話本舗デイサービスはやしまの郷

2 所在地

岡山県都窪郡早島町若宮三五四一番地一〇号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

玉野環境技術株式会社

2 所在地

岡山県玉野市玉原三丁目二〇番一号

三 指定年月日

平成二十七年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二六〇〇二八二

五 サービスの種類

通所介護

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

◎岡山県告示第九十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸内市 真庭市 浅口市 都窪郡 小田郡 真庭郡 小田郡 加賀郡 加賀郡	特定計量器 検定検査規則（平成五 年通商産業省令第七十号）第三十 九条第一項各号に定める場合にあ るのは、その特定計量器の所在の 場所	平成二十七年四月一日から 同年十二月二十八日まで （岡山県の休日定める条例（平成 元年岡山県条例第二号）第一条第一 項に規定する県の休日を除く。）
平成二十 七年度実 施区域	岡山県計量管理センタ― （岡山市北区今保六六一）	平成二十七年四月一日から 同年十二月二十八日まで （岡山県の休日定める条例第一条 第一項に規定する県の休日を除く。）

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関
一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
------	-------------------------	-------

二〇四丁梶岡〇〇一	地滑り	次の図のとおり
-----------	-----	---------

二〇四丁上山坂〇〇一	地滑り	次の図のとおり
------------	-----	---------

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

◎岡山県告示第九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、美作市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二五K岩辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K岩辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K小野〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K大聖寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K宮原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五K宮原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二五D大内谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二五D大内谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二五D大内谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D大内谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D小ノ谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二五D小ノ谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五D小ノ谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二五D小ノ谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二五D山城〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二五J上山〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二五J下山〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二五J大町〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二五J東谷下〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二五J真殿〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二五J小野〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二五J日指〇〇一	地滑り	次の図のとおり

二二五丁田殿〇〇一

地滑り

次の図のとおり

二二五丁中山〇〇一

地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

◎岡山県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、苫田郡鏡野町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六〇六K岩屋〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K岩屋〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K岩屋〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K岩屋〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K岩屋〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K大町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K香々美〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K越畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K越畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K越畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K越畑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

六〇六K寺和田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K寺和田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六K百谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六〇六D岩屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D岩屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D岩屋〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇五	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇六	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇七	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇八	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇〇九	土石流	次の図のとおり
六〇六D大町〇一〇	土石流	次の図のとおり

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

六〇六D大町〇一一	土石流	次の図のとおり
六〇六D香々美〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D香々美〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇五	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇六	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇七	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇八	土石流	次の図のとおり
六〇六D越畑〇〇九	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇五	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇六	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇七	土石流	次の図のとおり
六〇六D真経〇〇八	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇五	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇六	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇七	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇八	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇〇九	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇一〇	土石流	次の図のとおり
六〇六D寺和田〇一一	土石流	次の図のとおり

六〇六D寺和田〇一二	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇六	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
六〇六D百谷〇〇八	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、勝田郡勝央町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六二二丁植月東〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六二二丁上香山〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六二二丁黒坂〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六二二丁豊久田〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、勝田郡奈義町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

箇 所 番 号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域

六二三丁宮内〇〇一

地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部勝英地域設計審査班に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、加賀郡吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六八一-J笹目〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J高谷〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J広面〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J上竹〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J岨谷〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J岨谷〇〇二	地滑り	次の図のとおり
六八一-J田土〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J豊野〇〇一	地滑り	次の図のとおり
六八一-J豊野〇〇二	地滑り	次の図のとおり
六八一-J宮地〇〇一	地滑り	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

〔八四〕岡山県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年岡山県条例第二十三号）第五条第八項において準用する同条第四項の規定により、自然海浜保全地区の区域を変更するため次のとおり公告し、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る自然海浜保全地区の区域の変更案について意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 自然海浜保全地区の名称

沙美東自然海浜保全地区

二 変更後の自然海浜保全地区の区域

倉敷市玉島黒崎の区域のうち次の図に示す区域及び次に示す陸域の区域。ただし、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域を除く。

（「次の図」は省略し、その図面を三の場所に備え置いて縦覧に供する。）

所在地

倉敷市玉島黒崎四七一―二番地

〃 〃 四七一―一番地

〃 〃 四七一―二番地

〃 〃 四七一三番地

〃 〃 四七一四番地

三 変更案の縦覧場所

岡山県環境文化部環境管理課及び倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

四 変更案の縦覧期間

平成二十七年三月三日から同月十六日まで

一 自然海浜保全地区の名称

唐琴の浦自然海浜保全地区

二 変更後の自然海浜保全地区の区域

倉敷市児島唐琴四丁目の区域のうち次の図に示す区域。ただし、自然公園法第二条

第一号に規定する自然公園の区域を除く。

（「次の図」は省略し、その図面を三の場所に備え置いて縦覧に供する。）

三
変更案の縦覧場所

岡山県環境文化部環境管理課及び倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課
変更案の縦覧期間

平成二十七年三月三日から同月十六日まで

〔八五〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十七年一月二十三日

二 答申を受けた年月日

平成二十七年二月十九日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

〔八六〕労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年二月二十三日に岡山県医療労働組合連合会執行委員長福田幸恵から次のとおり争議行為を行う旨通知があった。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 期 間 平成二十七年三月十二日以降、要求解決の日までの間における連日又は特定の日の終日若しくは短時間

二 場 所 次の表に掲げる各事業所

事業所名	所在地
岡山協立病院	岡山市中区赤坂本町八一〇
岡山東中央病院	岡山市中区倉田六七七一
せいきょう駅元診療所	岡山市北区駅元町一七一三
こーぷ西大寺診療所	岡山市東区西大寺中二二〇一三三
せいきょう玉野診療所	玉野市羽根崎町五一〇
こーぷみんなの診療所	岡山市中区乙多見一〇一四
水島協同病院	倉敷市水島南春日町一一一
こーぷリハビリテーション病院	倉敷市水島北春日町四一三
老人保健施設あかね	倉敷市水島北春日町四一三
水島歯科診療所	倉敷市水島南春日町一一二〇

平成 27 年 3 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 6 6 5 号

三
要求事項 生活を守る賃金の大幅な引上げと雇用の確保、医療・介護・福祉労働者

平福診療所	岡山ひだまりの里病院	林道倫精神科神経科病院	児島歯科診療所	阿新診療所（歯科）	阿新診療所（医科）	高梁歯科診療所	真備歯科診療所	玉島歯科診療所	玉島協同病院	コープくらしき診療所（歯科）	コープくらしき診療所（医科）	水島ふれあい診療所	水島南診療所
津山市平福五四六一	岡山市南区北浦八二二一二	岡山市中区浜四七二	倉敷市児島駅前一一五三一三	新見市新見七四一	新見市新見七四一	高梁市中原町一四五三一	倉敷市真備町川辺二〇九五一一	倉敷市玉島柏島五四一八一四	倉敷市玉島柏島五二〇九一一	倉敷市宮前三八四一一	倉敷市宮前三八四一一	倉敷市水島南春日町一三一一四	倉敷市水島東千鳥町二一一〇一一〇九

四
内

の大幅増員、医療・介護・社会保障の拡充等

容 二に掲げる事業所において、救急・急患外来患者及び入院患者のための
保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他一切
の争議行為を実施する。

〔八七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、矢掛町
測量の種類	基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
終了年月日	平成二十七年一月二十三日

〔八八〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十七年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十七年七月五日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十七年九月十三日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十五年又は平成二十六年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に平成二十六年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

(1) 受験申込受付期間

平成二十七年三月十六日（月曜日）から同月三十日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十七年三月三十日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十七年三月二十三日（月曜日）午前十時から同月三十日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十七年四月九日（木曜日）から同月十三日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会会議室
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成二十七年八月二十五日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

平成二十七年十二月三日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十七年三月二日（月曜日）午前十時から同月二十日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十七年三月九日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX…〇四二一六二八一三五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課

（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部建築住宅課

（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び時間

ア (1)アの場所

平成二十七年三月九日（月曜日）から同年四月十日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）及び同月十一日（土曜日）から同月十三日（月曜日）までの午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

平成二十七年三月九日（月曜日）から同年四月十三日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十七年六月十日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に揭示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

〔八九〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十七年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十七年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成二十七年七月二十六日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十七年十月十一日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校

（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十五年又は平成二十六年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）において学科の試験に合格した者にあつては、その申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一六、九〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）の受験をしたことがある者のうち、受験申込書に平成二十六年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

平成27年3月3日 岡山県公報 第11665号

(1) 受験申込受付期間

平成二十七年三月十六日（月曜日）から同月三十日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（平成二十七年三月三十日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十七年三月二十三日（月曜日）午前十時から同月三十日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.org>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成二十七年四月九日（木曜日）から同月十三日（月曜日）までの毎日午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会会議室

（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成二十七年九月八日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

六 受験申込書の配布

平成二十七年十二月三日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成二十七年三月二日（月曜日）午前十時から同月二十日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成二十七年三月九日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分（学科の試験から）又は「設計製図の試験のみ」を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 FAX…〇四二一六二八一三五五〇

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局
（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び時間

平成二十七年三月九日（月曜日）から同年四月十日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）及び同月十一日（土曜日）から同月十三日（月曜日）までの午前九時三十分から午後五時（同日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成二十七年六月十日（水曜日）頃から一般社団法人岡山県建築士会事務局に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。